

障がい別再認定の対象者及び時期一覧

障がいの区分	再認定の対象者 (※この欄において 認定時期とは診断書 作成日をいう。)	再認定時期	備考
視覚障害	3歳未満で認定したものの	・3歳時	認定基準において、「乳幼児に係る障害認定は、障害の種類に応じて、障害の程度を判定することが可能となる年齢(概ね満3歳)以降に行うこと」とされているため(※1)。 ただし、無眼球の場合は再認定不要。
聴覚障害	3歳未満で認定したものの	・3歳時	※1と同様
音声機能・ 言語障害	3歳未満で認定したものの	・3歳時	※1と同様
	脳血管疾患の発症後3か月以上6か月未満で認定したものの	・認定(手帳交付日)から1年後	障がいが軽減する可能性が否定できないため。 なお、発症から3か月未満で申請されたものについては審査委員会で個別に検討する。
そしゃく機能 障害	3歳未満で認定したものの	・3歳時	※1と同様
	咬合異常によるそしゃく機能障害で認定したものの	・認定(手帳交付日)から3年後	認定基準において、基本的に「歯科矯正治療等の適応あり」とされた者が対象。再認定時期が明示される必要があり、歯科矯正治療等の一応の成果が見られるのが「3か年」とされているため。
肢体不自由	3歳未満で認定したものの	・3歳時	※1と同様
	6歳未満で認定したものの	・就学前(概ね6歳時)	運動発達学的に完成される時期が5歳前後であるため、学童期に移行する就学前に行く。 ただし、欠損の場合は、再認定不要。
	脳血管疾患の発症後3か月以上6か月未満で認定したものの	・認定(手帳交付日)から1年後	障がいが軽減する可能性を否定できないため。 なお、発症から3か月未満で申請されたものについては審査委員会で個別に検討する。
	遷延性意識障害のうち3か月以上6か月未満で認定したものの	・認定(手帳交付日)から1年後	障がいが軽減する可能性を否定できないため。 なお、発症から3か月未満で申請されたものについては審査委員会で個別に検討する。
心臓機能障害	3歳未満で認定したものの	・3歳時	※1と同様

	18歳未満で認定したものの	・18歳時	認定基準において18歳未満と18歳以上で認定方法が異なり、診断書の様式も異なるため、18歳時に認定を行う。 ただし、17歳以上18歳未満で認定したものについては、指定医が診断書に再認定時期を記載した場合にはその時期、記載がない場合には1年後とする。
	手帳認定後、冠動脈バイパス術やPTCA等、心血管系手術を行ったもの	・術後6か月	手術により障がいが軽減している可能性を否定できないため。
	後天性疾患（18歳以降に発症した心疾患）によるペースメーカー等植込みから、3年未満で認定したもの	・植込みから3年後	ただし、再認定時期まで1年に満たないものは、1年後とする。
	植込み型除細動器（ICD）を植え込んだ者であって、手帳認定後に除細動器が作動したことにより心臓機能障害1級と認定したもの	・認定から3年後	
じん臓機能障害	3歳未満で認定したもの	・3歳時	※1と同様
	人工透析離脱者	・人工透析離脱時	障がい軽減している可能性を否定できないため。 なお、認定から6か月後、透析を継続しているか確認することが望ましい。
呼吸器機能障害	3歳未満で認定したもの	・3歳時	※1と同様
	人工呼吸器離脱者	人工呼吸器離脱時	障がい軽減している可能性を否定できないため。
ぼうこう・直腸機能障害	先天性鎖肛門に対する肛門形成術後の者	・12歳時と20歳時	認定基準において、「先天性鎖肛門に対する肛門形成術の場合は、12歳時と20歳時にそれぞれ再認定を行うこと」とされているため。

小腸機能障害	3歳未満で認定したものの	・ 3歳時	※1と同様
	小腸大量切除以外で認定されたもの	指定医の判断時期（必ず再認定要とする）	認定基準において、「小腸切除(1級、3級に該当する大量切除の場合を除く)又は小腸疾患による小腸機能障害の障がい程度については再認定を行うこと」とされているため。
	クローン病、ベーチェット病で障がい程度に波があるもの	認定（手帳交付日）から3年後	疑義解釈厚労省通知において、本疾患は障がいの状態が変化を繰り返すことから、「概ね3年後」に再認定を行うことが適当とされているため。
肝臓機能障害	初めて認定を行う者であって Child-Pugh 分類の合計点数が7点から9点の状態であるもの	・ 認定（手帳交付日）から1年以上5年以内	障がい軽減している可能性を否定できないため。